

修学心得

I 学校生活

- 1 生徒は常に本校生徒としての誇りを堅持し、学校教育方針に則り、修学の目的を達成するよう真摯な努力を積まなければならない。
- 2 学校は生徒の勉強並びに人格の陶冶の最大の殿堂であるから、校舎及び校具は勿論、校庭の一木一草に至るまで、進んでこれを愛護保全し、常に神聖な環境を保持するよう努めなければならない。
- 3 学校生活は社会生活の一環であり、団体生活であることを自覚し、いたずらに個人の利害に走ることなく、常に自他の幸福を考えて行動し、良識ある公民となるよう努めなければならない。
- 4 HRは学校生活の基礎組織であり、生徒は、集団的個人的指導を受け、かつ民主的体験教育課程の充実、あるいは学校精神を体得する場であり、本校の運営に関する多くの事柄を処理した各種学校活動の報告が行なわれる機関である。よってHRにおいては教師と生徒の深い理解のもとに、総合的教養の向上に努めるとともに、HR全員の意志をよく結集して学校の運営に積極的に協力しなければならない。
- 5 生徒自治会は生徒の自治活動を規律化し、学園の福祉を図るものであるから、生徒は自治会会員として責任と自治協同の精神を体得し、積極的に会の運営に協力するとともに、会員はいずれかの部に所属して個性を伸ばし、技能を磨き、健康にして教養豊かな学校生活を送るよう心がけなければならない。
- 6 始業時、その他所定の時刻を厳守し、団体生活に支障のないように努めなければならない。
- 7 始業時から終業時までの間において、許可なく校外に出てはならない。

II 礼儀作法

- 1 礼は恭敬の念、親和の情を形に現わすものであって、社会生活、団体生活において真の成果をあげるための根本は、実に礼をもって和するところにある。修養の途上にある生徒は、特に謙譲にして礼を重んずることを心がけなければならない。
- 2 生徒は本校職員に対して常に恭敬の意を表し、来客に対しても礼を失わないように注意しなければならない。
- 3 生徒相互の間においても、常に愛敬の念と親和の情とを保持するよう心がけるべきである。

- 4 校内においては、喧噪の暴動、放縦の態度を慎しみ、他に迷惑を及ぼさないよう心がけなければならない。
- 5 集合は敏速を旨とし、会場、式場においては服装、容儀を整え、私語を慎み、常に静粛でなければならない。
- 6 校舎の内外を問わず、自発的に清潔整頓に留意し、常に学園の美化を図らなければならない。
- 7 教科用具、被服その他の携帯品には各自の固有番号、氏名を明記する。もし紛失あるいは拾得した場合は、直ちに生徒指導部に届ける。
- 8 みだりに金銭、物品の貸借をしてはならない。
- 9 廊下は常に右側を通行し、火急の場合を除き疾走することを禁ずる。教員室及び授業中の教室前を通過する際は、特に静粛を心がける。
- 10 その他時と場所を問わず、常に本校生徒としての体面を汚すような行為のないように注意する。

Ⅲ 服装・容儀

- 1 服装は、本校の規定するところによるものとする。
- 2 服装は清潔・質素・端正でなければならない。
- 3 頭髮は常に端正清潔を保たなければならない。
- 4 服装は次のいずれか一方とする。
 - ① 黒の詰襟、黒のスラックスを着用し、本校規定のボタンを付ける。
 - ② 規定のワイシャツカラーの白ブラウスに蝶ネクタイを付け、規定の上衣（ブレザー）、ひだスカート又はスラックスを着用する。スカート着用の際、ストッキングの色はベージュ又は黒色とする。
- 5 夏服着用について
 - ① 略装として詰襟を脱ぎ、白ワイシャツ又は白開襟シャツを着用することを認める。
 - ② 略装として上衣(ブレザー)を脱いでベストを着用する。又は本校指定の盛夏服を着用することを認める。
- 6 襟章及び胸章について
詰襟の左襟又は上衣(ブレザー)の左胸、略装時においては白ワイシャツ、白開襟シャツ、ベスト又は盛夏服の左胸に、本校規定の記章を付ける。その他の記章は、学校でその加入を認めた団体のものに限り付けることができる。
- 7 校内においては、学校で特に指示する場合を除いて、みだりに上衣を脱いではならない。
- 8 規定以外の服装を希望する場合は、生徒指導部に申し出る。

附 則

本細則は令和4年4月1日から一部改正し施行する。